

桃友基金 規約

(名 称)

第1条 本基金は「桃友基金」と称する。

(目 的)

第2条 兵庫県立須磨友が丘高等学校(以下、「学校」という)在籍生徒の学校生活を支援し、育成に貢献することで、学校の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 学校在籍生徒の就学支援をおこなうこととする。

(基 金)

第4条 本基金は、桃友会会計から生ずる収入金をもとにして発足し、今後は桃友会会員からの寄付金により運営される。

(授与者)

第5条 本基金の授与者は、桃友会である。

(選 考)

第6条 本基金の授与申請があった際に、学校長、教頭、桃友会会長、育友会会長が先行会議を開き、決定する。

(会計監査)

第7条 本基金の適正な運用について、運用を委託される育友会の常任理事 会計監査委員が年度毎に監査を行う。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、桃友基金の運用についての必要な事項は、育友会常任理事がその都度協議して定める。

令和2年1月制定